仕様書

１　業務名

大原 26 号線支障枝等撤去作業

２　業務目的

山側から雑木が道路上に繁茂し、通行に支障が出ていることから、安心安全な通行環境を確保するため、支障枝等の撤去を行うものである。

３　履行期限

契約締結から令和９年１月２９日まで

４　履行場所

一般市道大原 26 号線　京都市左京区大原勝林院町他　地内

５　業務範囲

別紙　箇所図及び写真参照

６　業務内容

⑴　支障枝等の撤去は、車道舗装の端部から高さ 4.5m 以上確保するように行う。
⑵　着手前、施工中、完成後の写真を提出すること。

７　支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

８　特記事項

⑴　作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
⑵　業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は本業務に含む。
⑶　通行車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ作業すること。道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
⑷　作業実施者の安全管理は、受注者の責任において行うこと。
⑸　作業時間は原則として平日の午前９時から午後５時の間とする。
⑹　近隣住民へ事前に工事ビラ等で周知すること。
⑺　問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受注者の責任において対応すること

箇　所　図

左京区大原勝林院町

別紙

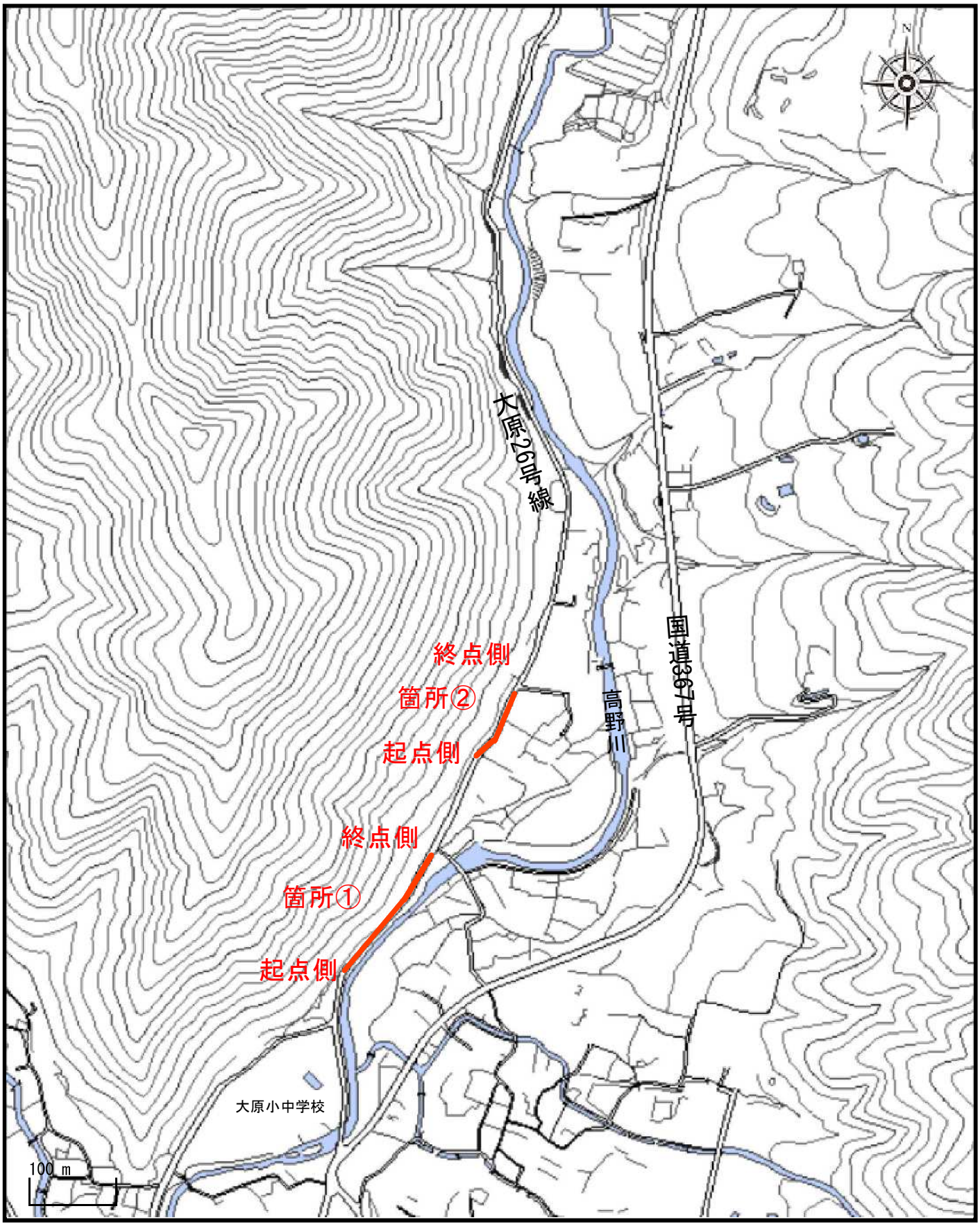

写真１



道路上に出ている山側の雑木等の撤去。
舗装の端部から高さ４．５ｍを確保する。



道路上に出ている山側の雑木等の撤去。
舗装の端部から高さ４．５ｍを確保する。

写真２

写真（箇所２）



箇所②の起点側から北向き

道路上に出ている山側の雑木等の撤去。
舗装の端部から高さ４．５ｍを確保する。



箇所②の終点側から南向き

道路上に出ている山側の雑木等の撤去。
舗装の端部から高さ４．５ｍを確保する。